

第 12 次
神奈川県交通安全計画
(骨子案)

令和 8 年 1 月

まえがき

目 次

計画の基本的考え方

1 「人優先」の交通安全思想

高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者を思いやり、「人優先」の交通安全思想を基本とする。

2 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

少子高齢化により生じうる様々な交通安全の課題に向き合い、子どもから高齢者までが安全に移動することができ、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の構築を目指す。

3 交通社会を構成する三要素

交通社会を構成する「人間」、車両等の「交通機関」、道路等の「交通環境」という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、適切かつ効果的な施策を策定し、県民の理解と協力の下推進する。

4 本県の交通事故の特徴

本県における交通事故の具体的な特徴としては、①二輪車乗車中の死者の割合が全国に比較して高い、②高齢者事故、特に歩行中の事故の割合が高く、全死者に占める高齢死者の割合も高い、③自転車事故件数は横ばいであり、依然として高い割合で推移している、④飲酒による悪質危険な事故が増加していることなどから、こうした点を踏まえた対策をハード・ソフトの両面から重点的に実施するとともに、その効果等を恒常的に検証していく。

5 交通安全対策の効果的推進

交通安全対策を効果的に推進していくため、行政機関や交通安全関係団体、民間企業等が緊密な連携を図り、さらに県民参加の仕組みづくり等により県民との協働による交通安全推進体制を構築し、それに基づいてさまざまな交通安全活動を一体的、積極的に推進していく。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通の安全についての目標

I 道路交通事故の推移と現状

1 交通事故の推移

2 交通事故の現状（令和7年中）

II 交通安全計画における目標

第2節 道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

1 重視すべき視点

(1) 二輪車の安全確保

- ・ ヘルメット・プロテクターの正しい着用の推進等、安全教育の推進
- ・ 四輪運転者に対する二輪車の特性周知の広報啓発活動の推進

(2) 高齢者を交通事故から守るとともに、交通事故を起こさないための総合的な対策

- ・ 高齢者の自動車安全運転を支える対策の推進

- ・ 高齢者の特性を踏まえた交通安全教育や見守り活動
 - ・ バリアフリー化された道路交通環境の形成
 - ・ 身体機能の衰え等を補う技術の活用・普及を進める
- (3) **歩行者の安全確保のための意識変容**
- ・ 人優先の視点に立った歩行空間の確保
 - ・ 運転者に対する歩行者保護の徹底の周知
 - ・ 歩行者に対する交通ルールの周知、交通安全教育等の推進
- (4) **子どもの安全確保のための環境整備**
- ・ 子どもが移動する経路における安全・安心な歩行空間の整備の推進
- (5) **自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備**
- ・ 「ながらスマホ」の罰則強化や交通反則通告制度の適用等、自転車の基本的なルールの周知徹底
 - ・ 自転車利用者に対する交通安全教育の充実
 - ・ 悪質・危険な違反に対する厳正な取締りの推進
 - ・ 駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）等の車両特性を踏まえた交通安全教育、広報啓発の推進
 - ・ 安全で快適な自転車通行空間の確保
- (6) **特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進**
- ・ 基本的な交通ルールの周知徹底や交通安全教育等の推進
 - ・ 関係機関、販売事業者等と連携した法令や交通ルールの周知徹底
- (7) **生活道路における歩行者等の安全確保**
- ・ 法定速度が30km/hに下げられることに関する広報啓発等
 - ・ 歩道の整備や交通情報の提供等、ハード・ソフト両面からの交通安全対策の推進
- (8) **外国人の交通安全対策の推進**
- ・ 日本の交通ルールやマナーについて理解を徹底させるための取組の強化
 - ・ 啓発動画やリーフレット等を活用した効果的な交通安全教育・広報啓発
- (9) **先進技術の活用推進**
- ・ 事故発生時にいち早く駆けつけるシステム等、技術発展を踏まえたシステムの導入推進
 - ・ 先進技術の活用による人手不足の解決と安全の確保の実現
- (10) **交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進**
- ・ ビッグデータ等や専門家の知見の幅広い活用
- (11) **地域が一体となった交通安全対策の推進**
- ・ 行政、関係団体、住民等の協働による交通安全の課題への取組み
 - ・ 安全・安心な交通社会の形成に向けた地域住民の交通安全活動参加の促進
 - ・ 交通安全関係団体の支援等を通じた交通安全活動の協働事業の展開
 - ・ 交通安全県民運動の活性化

II 道路交通安全の施策

1 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 生活道路における交通安全対策の推進

- ・ 法定速度が30km/hに引き下げられることに関する広報啓発等

- ・ 子どもや高齢者等が安心して移動できる歩行空間の確保
- ・ 交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配意した施策の推進
- ・ 見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備推進

イ 通学路等における交通安全の確保

- ・ 定期的な合同点検の実施、対策の改善・充実等
- ・ 道路交通実態に応じた関係機関の連携によるハード・ソフトの両面からの対策の推進
- ・ 通学路の歩道整備等の積極的推進
- ・ 路肩のカラー舗装、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備、防護柵の設置等対策の推進
- ・ 学校等と連携した交通安全対策の推進

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

- ・ 駅、公共施設、病院等の周辺におけるバリアフリー対応型施設の整備
- ・ 横断歩道、歩道等における自動二輪車等の違法駐車の取締り推進

エ バス停留所周辺の安全性確保

- ・ バス停留所付近の違法駐車等悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締り強化
- ・ 関係機関・団体の連携による停留所及びその周辺の安全性確保対策を推進

(2) 高速道路の更なる活用による生活道路との機能分化

- ・ 道路ネットワークの体系的な整備による道路の適切な機能分化の推進

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

- ・ 事故の危険性が高い特定の区間を、第三者の意見を参考に選定
- ・ 事故要因に即した効果の高い対策の立案、実施

イ 事故危険箇所等対策の推進

- ・ 公安委員会と道路管理者の連携による集中的な事故抑止対策の実施

ウ 幹線道路における交通規制

- ・ 一般道路における道路交通実態の状況等を踏まえた交通規制の見直し、適正化
- ・ 高速自動車国道等における適正な交通規制の実施と交通実態に即した交通規制の見直しの推進

エ 重大事故の再発防止

- ・ 社会的影響の大きな重大事故の発生時における、速やかな事故要因の調査と同様の事故の再発防止

オ 適切に機能分担された道路網の整備

- ・ 高規格道路から生活道路に至る道路ネットワークの体系的整備
- ・ 高規格道路に、より多くの交通量を分担させることによる、道路ネットワーク全体の安全性の向上
- ・ バイパス、環状道路等の整備
- ・ 補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備
- ・ マルチモーダル施策の推進と交通結節点等へのアクセス道路等の整備

カ 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進

- ・ 交通安全施設の計画的整備
- ・ より良い走行環境の確保を図るため渋滞対策、休憩施設の混雑解消等の推進

- ・ 情報通信技術を活用した道路交通情報の提供等の推進

キ 道路の改築等による交通事故対策の推進

- ・ 歩行者及び自転車利用者の安全対策の推進
- ・ 交差点及びその付近における交通事故防止と渋滞解消
- ・ 道路機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和
- ・ 商業地区等における歩行者、自転車利用者の安全で快適な通行空間の確保
- ・ 鉄道駅周辺等における人と車の交通の体系的分離、歩行者空間の拡大
- ・ 歴史的環境の残る地区における地区内の交通と観光交通、通過交通の適切な分離

ク 交通安全施設等の高度化

- ・ プログラム多段系統化等の信号制御の改良推進と信号灯器のLED化の推進
- ・ 道路標識の高輝度化、高機能舗装、高視認性区画線、キロポスト（地点標）の整備等

(4) 交通安全施設等の整備事業の推進

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

- ・ 交通安全施設等のストック管理等の見直しと合理化の推進
- ・ 横断歩道の道路標識・道路標示の効率的かつ適切な管理

イ 路面標示の適切な管理

- ・ 道路標示や区画線が摩耗等で効果が損なわれないよう適切な管理

ウ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

- ・ 「ゾーン30プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故防止対策の推進
- ・ 歩行空間のバリアフリー化、通学路等における安全・安心な歩行空間の確保
- ・ 自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保

エ 幹線道路対策の推進

- ・ 事故危険箇所等、事故の発生割合の大きい区間における重点的な交通事故対策の実施

オ 交通円滑化対策の推進

- ・ 道路混雑時の無理な通行等による事故の防止に資する、信号機の改良、交差点や踏切の立体化、駐車対策の実施による交通の円滑化の推進

カ I T S^{※1}の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 (※1高度道路交通システム)

- ・ 交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・改良

キ 道路交通環境整備への住民参加の促進

- ・ 地域住民や道路利用者の主体的な参加による交通安全総点検の推進
- ・ 「標識BOX」、「信号機BOX」等の活用

ク 連絡会議等の活用

- ・ 「神奈川県道路交通環境安全推進連絡会議」等の活用

ケ 国際化社会に対応した道路交通環境の整備

- ・ 外国人にとっても見やすくわかりやすい、視認性を高めた案内標識や表示板の整備

(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実

- ・ 高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保・充実

- ・ MaaS^{※2}等による交通サービスの高度化等地域交通DXの推進
(^{※2}Mobility as a Service: 旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス)

(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化

- ・ 駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化の推進

(7) 無電柱化の推進

- ・ 安全で快適な通行空間の確保のため、無電柱化の一層の推進

(8) 効果的な交通規制の推進

- ・ 交通情勢の変化を的確に把握したハード・ソフト両面での総合的な対策の実施による安全で円滑な交通流の維持
- ・ 公安委員会が行う交通規制情報の質の向上やデータベース化の推進による効果的な交通規制

(9) 自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の整備

- ・ 「自転車活用推進計画」等による安全で快適な自転車利用環境の創出
- ・ 自転車通行の安全性を向上させるための交通規制と交通指導取締り
- ・ シェアサイクルなどの自転車利用促進策やルール・マナーの啓発活動などのソフト施策の推進

イ 自転車等の駐車対策の推進

- ・ 自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定の促進
- ・ 路外・路上の自転車駐車場等の整備の推進
- ・ 自転車駐車場整備センター等による自転車駐車場等の整備
- ・ 駅前広場等の放置自転車等の整理・撤去等の推進

(10) ITSの活用

ア 道路交通情報通信システムの整備

- ・ VICS（道路交通情報通信システム）の整備・拡充の推進と高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及
- ・ 光ビーコン、ETC2.0等のインフラの整備の推進

イ 新交通管理システムの推進

- ・ 新交通管理システムの開発・整備によるITSの推進による安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会の実現

ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

- ・ 通信技術を活用した運転支援システムの普及や高度化
- ・ 信号情報活用運転支援システム（TSPS）の整備の推進

エ ETC2.0等デジタルデータの活用推進

- ・ 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供による安全運転の支援

オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

- ・ ITS技術を活用した公共交通機関の利用促進

(11) 交通需要マネジメントの推進

ア 公共交通機関利用の促進

- ・ 地域公共交通計画の策定による公共交通機関の確保・維持・改善の取組の推進

イ 貨物自動車利用の効率化

- ・ 宅配便の再配達削減に資する取組等による物流効率化の推進

(12) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

- ・ 災害発生時にも安全で安心な生活を支える道路交通の確保
- ・ 緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策の推進
- ・ 道路斜面等の防災対策、災害の恐れのある区間を回避・代替する道路整備の推進
- ・ 津波浸水域を回避する高規格道路等の整備推進
- ・ 「道の駅」の防災拠点としての位置付け強化

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

- ・ 交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等交通安全施設の整備推進
- ・ 道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備推進
- ・ 信号機電源付加装置の整備推進
- ・ 「広域交通管制システム」の的確な運用

ウ 災害発生時における交通規制

- ・ 被災地域への車両の流入抑制等、迅速かつ的確な交通規制

エ 災害発時における情報提供の充実

- ・ 地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備推進
- ・ インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供の推進
- ・ 警察や道路管理者、民間事業者が保有するプローブ（自動車走行履歴）情報による交通情報の提供

(13) 総合的な駐車対策の推進

ア きめ細かな駐車規制の推進

- ・ 駐車規制の点検・見直しの実施
- ・ 地域の交通実態等に応じた規制の緩和

イ 違法駐車対策の推進

- ・ 地域の実態に応じたガイドラインによる取締りの推進
- ・ 使用者責任の追及
- ・ 悪質な駐車違反について、運転者の責任追及の徹底

ウ 駐車場等の整備

- ・ 駐車場整備地区の指定の促進、駐車場整備計画の策定の推進
- ・ 地域の駐車需要を踏まえた附置義務駐車施設の整備、民間駐車場の整備
- ・ 都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐車場の整備を図る地域における公共駐車場の整備
- ・ 駐車場案内システムの高度化の推進
- ・ 「道の駅」を活用した休憩サービスの拡充等高速道路外の休憩施設等の活用推進

エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚

- ・ 違法駐車の排除に関する広報啓発活動の実施

オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

- ・ 必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心としたハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策の推進

(14) 道路交通情報の充実

ア 情報収集・提供体制の充実

- ・ 光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実
- ・ 交通管制システムの充実・高度化
- ・ 交通規制情報のデータベース化の推進

イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

- ・ VICSやETC2.0の整備・拡充

ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進

- ・ 予測交通情報を提供する事業者への指導・監督による民間事業者の正確かつ適切な道路交通情報の提供の促進

エ 分かりやすい道路交通環境の確保

- ・ 系統的で分かりやすい案内標識の整備の推進
- ・ ルート番号等を用いた案内標識の設置推進、案内標識の英語表記改善の推進等による国際化の進展への対応

(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等

- ・ 道路の使用及び占用の適正化
- ・ 不法占用物件等の排除等
- ・ 道路の掘り返しの規制等

イ 休憩施設等の整備の推進

- ・ 過労運転に伴う事故防止や高齢運転者等の増加に対応する「道の駅」等の休憩施設等の整備の推進

ウ 子どもの遊び場等の確保

- ・ 都市公園等の整備の推進
- ・ 子どもの遊び場等の環境に恵まれない地域等への児童館、児童公園の整備
- ・ 公立の小学校、中学校、高等学校等の運動場などの体育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

- ・ 交通が危険であると認められる場合等における迅速かつ的確な通行の禁止又は制限
- ・ 危険物積載車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限
- ・ 車両寸法、重量等最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するための指導取締りの推進

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

- ・ 基本的な交通ルールの遵守と交通マナーを実践する態度の習得
- ・ 日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識の習得
- ・ 幼稚園、保育所及び認定こども園における分かりやすい交通安全教育の実施、指導人材の指導力の向上、教材・教具の整備
- ・ 児童館等における交通安全に関する指導の推進
- ・ 関係機関・団体による交通安全教育への支援、保護者への交通安全講習会等の実

施

- ・ 交通ボランティアによる通園時や園外活動時等の安全な行動の指導、保護者への交通安全講習会等の開催の促進

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

- ・ 歩行者、自転車利用者としての必要な技能と知識の習得
- ・ 小学校における重点的な交通安全教育の実施
- ・ 自転車の安全な利用等、安全な通学のための教育教材の作成、配布
- ・ 教員等への心肺蘇生法の実技講習会の実施
- ・ 関係機関・団体による交通安全教育への支援
- ・ 保護者への交通安全講習会の開催
- ・ 交通ボランティアによる通学路における安全な行動の指導、保護者への交通安全講習会等の開催の促進
- ・ 県警察公式アプリに搭載の交通ルール学習機能「スマートチリinskール」の普及促進

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

- ・ 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識の習得
- ・ 中学校における重点的な交通安全教育の実施
- ・ 自転車の安全な利用等、安全な通学のための教育教材の作成、配布
- ・ 教員等への心肺蘇生法の実技講習会の実施
- ・ 関係機関・団体による交通安全教育への支援
- ・ 保護者への交通安全講習会の開催
- ・ 県警察公式アプリに搭載の交通ルール学習機能「スマートチリinskール」の普及促進
- ・ 自転車の交通安全教育に併せた暴走族加入阻止教室の実施
- ・ 事故実演方式の交通安全教室「スケアード・ストレイト」の実施

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

- ・ 二輪車、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識の習得
- ・ 免許取得前であることを意識した交通安全教育の実施
- ・ 自転車の安全な利用等、安全な通学のための教育教材の作成、配布
- ・ 教員等への心肺蘇生法の実技講習会の実施
- ・ 関係機関・団体による交通安全教育への支援
- ・ 小中学校等との交流を通しての交通安全活動への参加の促進
- ・ 県警察公式アプリに搭載の交通ルール学習機能「スマートチリinskール」の普及促進
- ・ 自転車・二輪車の交通安全教育に併せた暴走族加入阻止教室の実施
- ・ 事故実演方式の交通安全教室「スケアード・ストレイト」の実施

オ 成人に対する交通安全教育の推進

- ・ 免許取得時、免許取得後の運転者の教育、社会人・大学生等への交通安全教育の充実
- ・ 免許取得時の自動車教習所における教習水準の向上
- ・ 免許取得後の公安委員会の各種講習、自動車教習所等の運転者教育、事業所の安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育の実施
- ・ 事業所における自主的な安全運転管理の活発化

- ・ 社会人への学級、講座における自転車、特定小型原動機付自転車を含む交通安全教育の促進
- ・ 関係機関・団体、交通ボランティア等による活動の促進
- ・ 関係機関・団体が連携した大学生、専修学校生等への自転車、特定小型原動機付自転車、二輪車、自動車の交通安全教育
- ・ 運転免許を持たない若者や成人が交通安全を学ぶ機会の提供
- ・ 県警察公式アプリに搭載の交通ルール学習機能「スマートチリリンクスクール」を活用した交通安全意識の醸成

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

- ・ 加齢に伴う身体機能の変化による交通行動に及ぼす影響、運転者側から見た歩行者の危険行動の理解
- ・ 自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識の習得
- ・ 交通安全指導担当者の養成、教材・教具の開発等指導体制の充実
- ・ 参加・体験・実践型の交通安全教育
- ・ 運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心とした高齢者世帯への家庭訪問による個別指導
- ・ 地域全体での高齢者の移動の安全確保
- ・ 反射材用品等の普及
- ・ 高齢運転者に対する講習の内容の充実
- ・ 地域関係団体が連携した交通安全シルバーリーダーの養成と活動促進
- ・ 電動車椅子の安全利用に向けた交通安全教育

キ 障がい者に対する交通安全教育の推進

- ・ 手話通訳員の配置、字幕入りビデオ等の活用
- ・ 障がいの程度に応じた、きめ細かい交通安全教育
- ・ 介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者への講習会等の開催

ク 外国人に対する交通安全教育等の推進

- ・ 在留外国人への外国人コミュニティ等での交通安全教育
- ・ 外国人雇用の事業者等による外国人運転者の交通安全教育
- ・ 訪日外国人への多言語によるガイドブックやウェブサイト等の活用による交通ルール周知活動の推進
- ・ 自国の交通ルール等との違いを踏まえた日本の交通ルール等の理解・徹底
- ・ レンタカー業界、シェアリング事業者等と連携した多言語対応の広報啓発の推進

(2) 効果的な交通安全教育の推進

- ・ 参加・体験・実践型の教育方法の積極的活用
- ・ 関係機関・団体の情報共有、資器材の貸与などの相互連携
- ・ 交通安全教育指導者の養成、確保

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全県民運動の推進

- ・ 神奈川県交通安全対策協議会による交通安全県民運動の組織的・継続的展開
- ・ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等
- ・ 神奈川県交通安全県民運動の推進
- ・ 交通安全県民運動の広報周知

イ 歩行者の安全確保

- ・ 運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進
- ・ 横断歩行者保護意識向上施策「K E E P 38 プロジェクト」による歩行者優先の機運を高め、安全運転の促進
- ・ 歩行者に対して自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進
- ・ 反射材用品等の普及促進

ウ 高齢者交通事故防止運動の推進

- ・ 神奈川県交通安全県民運動「高齢者交通安全の日（毎月 15 日）」の推進
- ・ 加齢に伴う身体機能の変化が交通安全行動に及ぼす影響等に関する積極的な広報

エ 自転車の安全利用の推進

- ・ 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知
- ・ 「ながらスマホ」の罰則強化、「青切符」を踏まえた安全対策の強化
- ・ 全年齢層に対する乗車用ヘルメット着用等、交通ルール・マナーの広報啓発、交通安全教育等の充実
- ・ 自転車利用者のルールに対する遵法意識の醸成
- ・ 自転車の点検整備
- ・ 自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化
- ・ 自転車の安全で適正な利用の促進
- ・ 自転車灯火点灯の徹底、反射材用品等の取付け促進による被視認性の向上
- ・ 神奈川県交通安全県民運動「自転車マナーアップ運動」の推進
- ・ 歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発
- ・ 危険予知・予測能力を高める「自転車シミュレーター」を活用した交通安全教育の推進や自転車実技指導の強化
- ・ 自転車の加害事故への認識と対歩行者事故の危険性に関する教育、広報啓発
- ・ 自転車運転者講習制度の適切な運用
- ・ シートベルトを備えている幼児用座席のシートベルト着用の広報啓発活動

オ 自動車の安全運転の推進

- ・ 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進
- ・ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育、広報啓発活動等の推進
- ・ 「ながらスマホ」対策の強化
- ・ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
- ・ シートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験型の交通安全教育の実施
- ・ 児童を含むチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ・ 高速自動車国道における法定速度の引き上げと逆走防止
- ・ 先進技術に関する正しい理解の促進

カ 二輪車交通事故防止運動の推進

- ・ 二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用方法の周知徹底の推進
- ・ 二輪車運転者講習等による交通安全教育の充実
- ・ 県内の交通事故特性を踏まえた二輪車交通事故防止運動の推進
- ・ リターンライダーへの再教育の推進

キ 新しい小型モビリティの安全対策

- ・ 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進
- ・ ペダル付き電動バイクの安全対策の推進

ク その他

- ・ 神奈川県交通安全県民運動「県民交通安全の日」を中心とする広報啓発活動
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、携帯端末、インターネット、ＳＮＳ、街頭ビジョン等の広報媒体の活用
- ・ 薄暮の時間帯から夜間にかけての重大事故の主原因（最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等）の違反の防止
- ・ 自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの使用の推進
- ・ 地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化の推進、インターネット等各種広報媒体を通じた交通事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供

(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

ア 自家用自動車関係団体の育成指導

- ・ 一般社団法人神奈川県安全運転管理者会連合会の活動に対する協力と事故防止活動の推進

イ 事業用自動車関係団体の指導支援

- ・ 一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会、一般社団法人神奈川県バス協会等に対する安全運転管理の指導強化と交通事故防止活動の支援

ウ 地域交通安全推進団体の指導支援

- ・ 公益財団法人神奈川県交通安全協会、各地区交通安全協会、神奈川県二輪車普及安全協会、神奈川県交通安全母の会連合会等の活動に対する協力と自主活動の促進
- ・ 交通安全教育活動、広報活動の支援
- ・ 神奈川県二輪車安全運転推進委員会、神奈川県自転車安全教育推進委員会等の活動に対する協力

エ 各種団体等の交通安全活動への支援

- ・ 自動車製造・販売団体、ユーザー団体等に対する交通安全教育、広報活動等の働きかけ

オ 関係機関、団体等が一体となった交通安全活動推進体制の強化

- ・ 交通安全対策に関する行政・民間団体間の連絡協議体制の強化
- ・ 交通安全に関する各種情報の集約、提供体制の整備
- ・ 関係機関・団体等が一体となった交通安全活動推進体制の強化

(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

- ・ 行政、交通安全団体、民間企業等と住民が連携し、地域の実情に即した身近な活動の推進

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

- ・ 自動車教習所における教習の充実
- ・ 取得時講習の充実

イ 運転者に対する再教育等の充実

- ・ 講習施設・設備の拡充、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習

内容及び講習方法の充実

- ・ 飲酒取消講習の確実な実施、飲酒学級の充実
- ・ 自動車教習所の地域交通安全教育センターとしての機能充実

ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

- ・ 運転適性検査による受講者の運転特性診断、個別的指導等の実施による悪質・危険な運転特性の矯正

エ 二輪車安全運転対策の推進

- ・ 教育機関や事業者、関係機関・団体と連携し、二輪車免許取得者を対象とした、参加・体験型の実技講習の実施
- ・ ヘルメット・プロテクターの正しい着用等の広報啓発活動を推進
- ・ 通勤時における二輪車安全運転対策の推進

オ 高齢運転者対策の充実

- ・ 高齢者に対する教育の充実
- ・ 臨時適性検査等の確実な実施
- ・ 運転技能検査の適切な実施
- ・ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用
- ・ 高齢者支援施策の推進

カ 外国人運転者対策の強化

- ・ 免許取得時の多言語化等による外国人運転者に対する交通安全教育を充実
- ・ 新たな「外免切替」制度の厳格な運用

キ 自転車及び特定小型原動機付自転車運転者講習の着実な運用

- ・ 講習制度の適切な運用による交通ルールの周知徹底と遵法意識の醸成

ク 自動車安全運転センターの業務の充実

- ・ 高度の運転技術と専門的知識を必要とする安全運転指導者、職業運転者、青少年運転者等への参加・体験・実践型の交通安全教育の充実

ケ 自動車運転代行業の指導育成等

- ・ 立入検査等の実施、違法行為の厳正な取締り

コ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

- ・ 適性診断の実施者への民間参入の促進

サ 危険な運転者の早期排除

- ・ 行政処分制度の適正かつ迅速な運用

(2) 運転免許制度の効果的運用

- ・ 自動車教習所等と連携した高齢者講習等受講者受入体制の拡充
- ・ 障がい者等のための設備・資機材の整備、運転適正相談活動の充実

(3) 自動運転等の安全の確保と支援

ア 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用

イ 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援

(4) 安全運転管理の推進

- ・ 安全運転管理者等への指導
- ・ 若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実
- ・ 安全運転管理者未選任事業所の一掃、企業内の安全運転管理体制の充実強化
- ・ 下命・容認違反等への使用者等の責任追及の徹底等適正な運転管理
- ・ ドライブレコーダー等の普及促進、ドライブレコーダー等によって得られた映像

の交通安全教育や安全運転管理への活用

(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

- ・ 自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習の実施者への民間参入の促進
- ・ メールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用
- ・ 社内での安全教育の推進

イ 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

- ・ 悪質事業者に対する監査の強力な実施
- ・ アルコール検知器を使用した酒気帯び有無確認の徹底
- ・ 常習飲酒者に対するスクリーニング検査の普及促進
- ・ 「ながらスマホ」、「あおり運転」等迷惑運転に関する事業者から運転者に対する指導・監督の促進
- ・ 薬物使用による運行の根絶に向けた啓発

ウ I C T^{※3}、先進安全自動車、自動運転等新技術の普及推進 (※3 情報通信技術)

- ・ ドライバー異常時対応システム等先進安全自動車（A S V）装置や運行管理に資する機器等の普及促進

エ 少子超高齢社会における交通事故の防止対策

- ・ 高齢運転者による交通事故防止対策を推進
- ・ 運転者不足に伴う新たな運転業務従事者の安全運行の確実な実施のための方策

オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策

- ・ 業態ごとや運転者の年齢、健康状態等の特徴的な交通事故傾向を踏まえた交通事故防止の取組の実施促進

カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

- ・ 事業用自動車事故調査委員会による再発防止策の提言に対する事業者等の適切な対応と取組の促進

キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進

- ・ 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底

ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

- ・ 重大事故を引き起こした事業者、新規参入事業者等に対する監査の徹底
- ・ 不適切な事業者に対する厳正な処分
- ・ I T（情報技術）を活用して効果的・効率的な監査・監督を実施
- ・ 過労運転に起因する交通事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底
- ・ 事業者団体等関係団体による過労運転・過積載の防止等、安全運行確保のための指導の徹底

ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

- ・ 「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク制度）の促進

コ トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化

- ・ 荷主等への是正指導強化による貨物自動車運送事業における交通安全環境の実現

(6) 交通労働災害の防止等

ア 交通労働災害の防止

- ・ 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底
- ・ 事業場における交通労働災害防止担当管理者の配置、事業場に対する個別指導の実施

イ 運転者の労働条件の適正化等

- ・ 自動車運転者の労働条件の改善を図るための監督指導の実施

(7) 道路交通に関する情報の充実

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

- ・ 危険物の輸送時の事故による大規模な災害の未然防止と災害が発生した場合の被害軽減のための情報提供の充実
- ・ 危険物災害等情報支援システムの充実

イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策

- ・ 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の関係者への周知徹底

ウ 気象情報等の充実

- ・ 道路交通に影響を及ぼす自然現象の的確な把握、適時・適切な発表、迅速な伝達、情報の質的向上
- ・ 道路情報提供装置等の整備の推進
- ・ 観測施設の適切な整備・配置、観測・監視体制の強化
- ・ 広報や講習会等を通じた気象知識の普及

(8) エコドライブ等の推進

- ・ エコドライブの実施の呼びかけ

4 車両の安全性の確保

(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

- ・ 車両の安全対策の推進
- ・ 道路運送車両の保安基準の拡充・強化

イ 近年の交通事故実態を踏まえた先進安全自動車（ASV）の普及の促進

- ・ 運転者の先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組の推進

ウ 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

- ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置やドライバー異常時対応システム等の普及促進

(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進

ア 安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大に向けた取組

- ・ 安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大に向けた取組の促進

イ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進

- ・ 自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、ユーザーが過信・誤解することなく使用できる取組の推進

ウ 自動運転車に係る電子的な検査の導入

- ・ 自動運転車の設計・製造から使用過程にわたる電子的な検査の導入推進

エ 自動運転車の交通事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進

- ・ 運輸安全委員会における速やかな事故原因の究明及び再発防止に向けた取組の促進

(3) 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進

- ・ 自動車アセスメント事業及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の周知
- ・ チャイルドシートの安全性に関する比較情報の周知

(4) 自動車の検査及び点検整備の充実

ア 自動車の検査の充実

- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等先進技術の機能維持を図るための自動車検査の高度化
- ・ 街頭検査体制の充実強化による整備不良車両及び基準不適合車両の排除等推進
- ・ 指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用のための指導監督の強化

イ 自動車点検整備の充実

- ・ 自動車点検整備の推進
- ・ 不正改造車の排除
- ・ 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上
- ・ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上
- ・ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

(5) 自転車の安全性の確保

- ・ 駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）及び普通自転車の型式認定制度の周知と適切な運用
- ・ 自転車の安全性向上のための各種マーク制度の普及促進
- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- ・ 灯火の取付けの徹底、反射器材の普及促進による、自転車の被視認性の向上

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通指導取締りの強化等

ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

- ・ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
- ・ 背後責任の追及
- ・ いわゆる白タク・白トラの取締りの強化
- ・ 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進
- ・ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通指導取締りの強化
- ・ ペダル付き電動バイクの利用者に対する交通指導取締りの強化

イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

- ・ 交通流や交通事故発生状況等の交通実態に即した効果的な機動警らの実施
- ・ 速度違反自動取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用の推進
- ・ 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反の取締り強化

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

- ・ 初動捜査の段階から自動車運転致傷処罰法第2条及び第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

- ・ 捜査体制の充実、研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

- ・ 科学的捜査を支える装備資機材等の整備と科学的な捜査の推進

(3) 暴走族対策の推進

ア 神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例及び基本指針の普及啓発

- ・ 暴走族による各種不法事案の未然防止、交通秩序の確保
- ・ 青少年の健全な育成に資する施策の推進

イ 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

- ・ 街頭キャンペーンや各種会合を通じた地域における暴走族追放機運の高揚
- ・ 青少年に対する「暴走族加入阻止教室」などの指導の促進
- ・ 暴走族相談員制度の活用による暴走族からの離脱等の指導支援の徹底

ウ 暴走行為阻止のための環境整備

- ・ 暴走族等及び群衆をい集させないための環境づくりの推進

エ 暴走族等に対する交通指導取締りの推進

- ・ 各種法令を適用した検挙及び補導の徹底、積極的な解散指導など暴走族等に対する指導取締りの推進
- ・ 不正改造車両の取締り、不正改造等暴走行為を助長する行為の背後責任の追及

オ 暴走族関係事犯者の再犯防止

- ・ グループの解体や暴走族グループからの構成員等の離脱
- ・ 保護観察対象者の再犯防止に重点を置いた処遇の実施
- ・ 暴走行為に対する運転免許の行政処分の迅速かつ厳重な実施

カ 車両の不正改造の防止

- ・ 「不正改造車を排除する運動」等を通じた広報活動
- ・ 企業、関係団体に対する指導

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

- ・ 救助体制の整備・拡充による救助活動の円滑な実施

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

- ・ 連絡体制の整備、救護訓練の実施
- ・ 消防機関と災害派遣医療チーム（D M A T）、医療機関の連携による救助・救急体制の推進

ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

- ・ 自動体外式除細動器（A E D）の使用も含めた応急手当の普及啓発
- ・ 自動車教習所の教習等における応急救護措置に関する知識の普及
- ・ 業務用自動車運転者等への知識の普及、業務用自動車を中心とした救護用具の搭載推進
- ・ 学校の教職員を対象とした心肺蘇生法の実習及び各種講習会の開催による指導力・実践力の向上
- ・ 中学校、高等学校の保健体育における応急手当等についての指導の充実

エ 救急救命士の養成・配置等の促進

- ・ 救急救命士の養成と講習、実習の推進
- ・ メディカルコントロール体制の充実

オ 救助・救急資機材等の装備の充実

- ・ 高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備
- ・ 高速自動車国道における緊急開口部の整備の推進

カ 消防ヘリコプターによる救急業務の推進

- ・ 救急業務における消防ヘリコプターの積極的活用

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

- ・ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練による知識、技術の向上

ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

- ・ 沿線市町村等の協力による適切かつ効率的な救助業務体制の整備
- ・ 高速道路株式会社、沿線市町村における救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施

ケ 現場急行支援システムの整備

- ・ 現場急行支援システム（F A S T）の整備

コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの活用拡大

- ・ 緊急通報システム（H E L P）や事故自動緊急通報装置（A C N）の広報・啓発等活用の促進

(2) 救急医療体制の整備

ア 救急医療機関等の整備

- ・ 休日夜間急患センターの設置等、初期救急医療機関の整備の推進
- ・ 地域内の医療施設の実情に応じた第二次救急医療体制、第三次救急医療体制（救命救急センター）の整備
- ・ 救急医療情報センターの整備・充実

イ 救急医療担当医師の養成等

- ・ 救急医療に関する教育、研修の充実
- ・ 救急医療従事者の確保と資質の向上

ウ ドクターへり事業の推進

- ・ ドクターへりの運用補助により救急患者の救命率の向上と広域救急患者搬送体制の充実を図る

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

- ・ 救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保
- ・ 救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等
- ・ 医療機関と消防機関の連携による効果的な救急体制の整備

7 被害者等支援の充実と推進

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

- ・ 保険会社（組合）による被害者等に対する適切な情報提供の徹底と保険（共済）金の支払の適正化

イ 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用

ウ 無保険（無共済）車両対策の徹底

- ・ 街頭における監視活動等による注意喚起を推進
- ・ 無保険（無共済）車両の運行防止の徹底
- ・ 新たなモビリティに対する自動車損害賠償責任保険（共済）加入の周知
- ・ 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく損害賠償責任保険等への加入の徹底

(2) 損害賠償の請求についての援助等

ア 交通事故相談活動の推進

- ・ 交通事故相談業務の円滑かつ適正な運営
- ・ 相談員研修会を通じた相談員の資質の向上
- ・ 関係機関・団体と協調した交通事故相談業務
- ・ 被害者等の心情に配慮した相談業務の推進
- ・ 交通事故相談活動の周知徹底

イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

- ・ 警察における救済制度の教示や交通事故相談活動の積極的な推進

(3) 交通事故被害者等支援の充実強化

ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

- ・ 独立行政法人自動車事故対策機構による介護料受給者への相談・情報提供等の充実・強化
- ・ 独立行政法人自動車事故対策機構の自動車事故被害者等に対する各種支援制度についての周知
- ・ 「交通事故被害者ノート」、「交通事故にあったときには」の周知徹底

イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

- ・ 相談業務の推進、民間の被害者支援団体等との連携
- ・ 警察における交通事故被害者等への必要に応じた情報提供
- ・ 重大な交通事故事件に関する被害者連絡制度の充実
- ・ 交通事故被害者等の現状及び心情に配慮した支援活動の継続的かつ効果的な推進

ウ 公共交通事故被害者等への支援

- ・ 公共交通事故被害者支援室や公共交通事業者による被害者等への支援の取組の促進

8 研究開発及び調査研究の充実

(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

ア ITSに関する研究開発の推進

- ・ 安全運転の支援
- ・ 交通管理の最適化
- ・ 道路管理の効率化
- ・ 緊急車両の運行支援

イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進

- ・ 高齢者の交行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究の推進

ウ 車両の安全に関する研究の推進

- ・ 交通事故を未然に防ぐために必要な技術、歩行者等の保護を行うために必要な技術等の研究開発の推進

エ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実

- ・ 交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るためのデータ収集・分析・効果予測方法の充実

オ 安全な自動運転の社会実装に向けた課題に関する調査研究

- ・ 従来の「運転者」の存在を前提としない交通ルールの在り方等の検討

カ 交通反則金の納付方法の多様化

- ・ クレジットカード納付やペイジー納付等の導入に向けて必要な措置の実施

キ その他の研究の推進

- ・ 交通事故被害者の視点に立った交通安全対策に関する研究の推進

(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

- ・ 交通事故データベースの構築協力及びその活用の推進
- ・ ドライブレコーダー等のミクロデータの充実を通じた交通事故分析への活用の推進
- ・ 交通事故調査・分析に係る情報の県民への提供

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故の現状と交通安全対策の今後の方向

I 鉄道事故の現状等

1 鉄道事故の状況

2 近年の鉄道事故の特徴

第2節 鉄道交通の安全についての対策

I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

II 鉄道交通安全の施策

1 鉄道交通環境の整備

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

- ・ 鉄道施設等の維持管理及び補修の適切な実施
- ・ 切土や盛土等の土砂災害対策、地下駅等の浸水対策の推進
- ・ 駅施設等における高齢者、障がい者等の安全利用の配慮、ホームドアの整備等転落防止対策の推進

(2) 運転保安設備等の整備

- ・ 曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

- ・ 踏切事故防止キャンペーン、プラットホーム事故0（ゼロ）運動等による広報活動の実施
- ・ 駅ホーム・踏切道の非常押ボタンの操作等緊急措置の周知徹底

3 鉄道の安全な運行の確保

(1) 保安監査の実施

- ・ 定期的又は重大な事故等の発生を契機にした保安監査の実施
- ・ 計画的な保安監査・臨時保安監査等メリハリの効いた効果的な保安監査の実施

(2) 運転士の資質の保持

- ・ 動力車操縦者運転免許試験の適正な実施
- ・ 運転管理者及び乗務員指導管理者による適切な教育の実施

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

- ・ 鉄道保安連絡会議の開催による事故等及びその再発防止対策に関する情報の共有
- ・ 安全上のトラブル情報の収集と鉄道事業者への周知
- ・ 現場係員に対する安全上のトラブル情報の報告推進の指導

(4) 気象情報等の充実

- ・ 気象情報の質的向上、適時・適切な発表、迅速な伝達
- ・ 気象情報の早期収集・把握による安全確保、鉄道施設の被害軽減と安定輸送
- ・ 防災関係機関等との情報の共有化
- ・ 情報通信技術（ICT）を活用した観測・監視体制の強化
- ・ 広報や講習会等を通じた気象知識の普及

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

- ・ 夜間・休日の緊急連絡体制等の点検・確認による、迅速かつ的確な情報の収集・連絡
- ・ 事故等発生時の混乱軽減のため列車の運行状況の的確な把握による乗客への適切な

情報提供

- ・迅速な復旧に必要な体制整備の指導
- ・事故等発生時における多言語案内体制の強化促進

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

- ・運輸安全マネジメント評価を通じた運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化
- ・感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組及びコンプライアンスの徹底を意識付ける取組の的確な確認

(7) 計画運休への取組

- ・鉄道事業者による大型台風の接近・上陸時などの計画的な列車の運転休止による安全確保の促進
- ・計画運休に関する情報提供について、在留外国人及び訪日外国人にも対応するための事故等発生時における多言語案内体制の強化促進

4 救助・救急活動の充実

- ・訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化
- ・鉄道職員への自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故の現状と交通安全対策の今後の方向

I 踏切事故の現状等

- 1 踏切事故の状況
- 2 近年の踏切事故の特徴

第2節 踏切道における交通安全の対策

I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

II 踏切道の交通安全の施策

- 1 踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
 - ・主要な道路で交通量の多い踏切道等の連続立体交差化等による除却促進
 - ・道路の新設・改築及び鉄道の新線建設における立体交差化
 - ・立体交差化までに時間の掛かる踏切等における歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設等の設置等、各踏切道の状況を踏まえた早期の安全・安心の確保
 - ・歩道が狭隘な踏切の構造改良
 - ・「道路の移動円滑化に関するガイドライン」を踏まえた平滑化や踏切道内誘導表示の設置等のバリアフリー化対策の促進
 - ・立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策促進
- 2 踏切道の統廃合の促進
 - ・立体交差化等の実施に併せた近接踏切道の統廃合

3 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

- ・踏切遮断機の整備
- ・統廃合や踏切遮断機の整備が困難な踏切道に対するゲートや柵等設備の整備促進

- ・ 警報時間制御装置の整備等による踏切遮断時間の短縮
- ・ 障害物検知装置等事故防止効果の高い踏切保安設備の整備
- ・ 全方向型警報装置・非常押しボタンの整備、障害物検知装置の高規格化
- ・ 必要に応じた交通規制や道路標識等の高輝度化による視認性の向上

4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

- ・ 緊急に対策が必要な踏切道の「踏切安全通行カルテ」の作成・公表と各踏切の状況を踏まえた対策の重点的推進
- ・ 必要に応じた踏切道予告標・踏切信号機の設置
- ・ 車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締り
- ・ 踏切事故防止キャンペーンの推進
- ・ 学校、自動車教習所等における踏切の通過方法等の教育の推進
- ・ 高齢者施設、病院等の医療機関への踏切事故防止のパンフレットの配布
- ・ 災害時における遮断の解消や迂回に向けた管理方法を定める取組の推進